

ZENCOLO

ゼンコロ



私たちの誓い

- | | |
|--|--|
| 1. 私たちは、試されたことのない道を自分たちの手できりひらく開拓者の心をもち続けます。
(開拓者の心) | 力を育てる努力を続けます。
(可能性の追求) |
| 2. 私たちは、さまざまな困難を乗り越え、働くことをつうじて積極的に社会に貢献することをめざします。
(働く喜び) | 4. 私たちは、お互いに協力し、励まし合い、かわることのない連帯でしあわせを楽しみます。
(連帯と協力) |
| 3. 私たちは、ひとりひとりの多様な可能性を信じて、新しい能 | 5. 私たちは、心を合わせて、すべての人がもっとも人間らしく生きることのできる平和で豊かな社会の実現をめざします。
(豊かな社会) |

「富士山」 本栖湖レークサイドより

(撮影：ゼンコロ事務局 渡辺 忠幸)

重度障害者の職域の拡大を！ 重度障害者の完全就労と雇用を！ 障害者の社会参加を！（ゼンコロメインテーマ）

・青森県コロニー協会・青森市017 (728) 5621・山形県コロニー協会・山形市023 (641) 7335・ながのコロニー・長野市026 (293) 8766・東京コロニー・中野区03 (3952) 6166・東京アフターケア協会・清瀬市0424 (91) 1236・あかつきコロニー・武蔵村山市0425 (60) 7840・京都梅花園・城陽市0774 (52) 1362・山口県コロニー協会・防府市0835 (32) 0069・福岡コロニー・粕屋郡092 (963) 2781・佐賀春光園・三養基郡0942 (94) 2144・熊本県コロニー協会・熊本市096 (353) 1291・沖縄コロニー・浦添市098 (877) 3344
ゼンコロホームページ <http://www.tocolo.or.jp/zencolo>

新「アジア太平洋障害者の十年」(2003～2012)を推進しよう

巻頭言

ゼンコロの今後について

社団法人ゼンコロ 会長 勝又和夫



1. はじめに

この9月に、わが国では1997年に京都で開催されて以来のWI（ワーカアビリティ・インターナショナル）の総会が札幌にて開催され、ゼンコロからは11名が参加し、参加したほとんどの人たちからのレポートでは、「参加してよかった」や「自分たちのやるべきことの原点を再確認できた」などの感想が寄せられました。しかし、その一方ではこの総会での「ゼンコロの存在感の薄さ」を指摘する声や、「日常の中での障害者の働く権利に関する取組みの薄さ」を指摘する声も比較的多くあり、改めて日常的な取組みの必要性を感じさせられました。

WIの総会は1987年からアメリカ、EU、オセアニア、アジアの四つの地域ブロックを傘下に、4地域での持ち回りにより開催されているものですが、確かに京都での総会では、ゼンコロからの参加者や総会準備への取組みにおいては格段の違いをもって関わった記憶があります。

WIへの加盟から20年、前回の京都からは11年が経過しての今回の総会ですが、参加者のレポートから見えてくるゼンコロの現状に対する指摘は、まさに私たちの存在の意義を問うもので、その指摘は真摯に受け止めるべきものだと思えました。

2. ゼンコロの過去・現在

ゼンコロの法人格取得は1961年ですが、法人格取得に至る過程では、第二次世界大戦前後の死亡原因の第1位を占めていた結核回復者によって、自らの社会での生きる場の確保のための活動が原点にあり、当時不治の病いとされ、各地に結核療養所がつくられ、その療養所の医師たちの支援の中で延べ50ヶ所近くの生活の場作りから事業は始まったもので、最も古い活動は1950（昭和25）年の熊本県コロニー協会での取組みであり、その後全国各地に野火のごとく広がった活動は事業の閉鎖や事業所間での統廃合などにより、今日の12の法

人に結実されてきたと言えます。

法人格の取得では当時の状況として内部障害者はまだ法的には障害者として認められないものであったため、生活保護法に基づく保護授産施設や社会福祉事業法に基づく社会事業授産施設として、住む場所と働く場所を確保することに努力し、その後は身体障害者福祉法の対象として認めてもらう活動により、呼吸器障害と心臓障害を内部障害者として認めていただいたことから、本格的な障害者運動への参加が成されたものでした。

この間の各地の活動はいずれも公的な補助金はまったく得られない中で、事業的には極めて厳しいものがあり、この苦しみが自らの糧を得るための事業活動の活発化や、互いの連携とそのことによる国の施策への要望活動の原動力となっていたとさえ言えます。こうした実績を背景に全国組織への集団的参加を図り、この中では他の障害分野へのノウハウの提供や、1977（昭和52）年に現在の社会就労センター協議会（セルプ協）の原点である生保・社会事業授産と三障害分野の大同団結にも大きな役割を果たしました。

大同団結後はゼンコロの第一世代の方々によってゼンコロで培われたノウハウの全ての提供や、セルプ協の役割を各署で担い、WIへの加盟もこうした活動の中からはなされたと聞いています。このことを第二世代である私たちから言うならば、ゼンコロとしてその社会的な活動のノウハウはセルプ協に第一世代によって引き継がれたものと考えており、残されたゼンコロはむしろ各法人の第一世代がやり残した個々の事業や過去の清算と事業の維持に、全精力を注ぐことに多くの労力を費やすことになったとも言え、結果として第一世代の相次ぐセルプ協からの引退によって、わが国の障害福祉分野でのゼンコロとしての提言能力が見えなくなっていく一方で、第二世代の苦勞によって各地域においては各会員法人が一定の存在感を持つに至ってきているとも言えます。

3. ゼンコロのこれから

この10月に開催されたゼンコロの理事会では、冒頭でも記しましたがゼンコロの存在感やその意義について議論を尽くすことになり、結果としては今後3年間の間にどれだけ社会的に見て公益性をもった法人としての活動ができるかを具体的なアクションによって追求することとし、さらには第三世代を如何に育てて行くかの合意形成が成され、直ちに取組むこととしては例えば日常活動の中で福祉が見えなくなっていることに対しては、「障害者の権利条約」（福祉新聞社刊）の所属者全員への配布や、1997（平成9）年以来、一冊の新刊本の発行のない現状に対して、ゼンコロとして社会的に役立つ冊子の発行を年次的に行っていくことなどを確認しました。また、その前提としてゼンコロ総体の力量を20年前、10年前、5年前、そして直近の5年間を連続して見るために、総資産や純資産、繰越剰余金の状況等を集計し、現在の力量を客観的に掌握した上で議論し、その議論からの結論として総資産219億円、純資産139億円の組織実態として、このことに見合う社会的な公益性の再チャレンジを図るとともに、第三世代の育成については特別委員会を早急に立ち上げ、具体的なアクションに繋げていくことを決めました。

これらの議論の中でゼンコロとしての立ち位置について外部組織との関係等を含めて改めてこの機会に整理をつけることとし、公益性の発揮に当たっては若い世代の人たちにその機会を可能な限り与えていくことも大切であるとししました。

4. さいごに

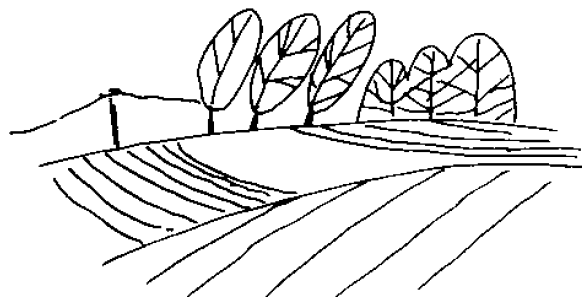
ゼンコロの根底に流れるもの（ゼンコロとしてのDNA）は、「当事者による当事者のための事業」であり、ここでいう事業は時代や社会の変革がどのように変わろうとも守り、引き継いでいかなければならないものとの確認も併せてなされました。このDNAを基本として私たちの考え方に賛同いただける法人があるならば、積極的に共に活動する仲間として迎え入れていく働きかけをして行くこととししました。

セルフ協との関係では、先にも述べたとおり第一世代によって一定の役割は果たし終えていると

の認識の下で、個別法人毎に会員としての役割は果たすもののセルフ協としての限界を超える活動については、先にも述べた社会的な公益性確保の観点からゼンコロとして独自の取組みを強めることも視野に、地域に根差した活動の強化を図っていきたいと考えています。

このことはWIに参加したゼンコロの11名のレポートへのゼンコロという組織の答えでもありますし、これからの活動において社会の多くの皆様にご理解とご支援を賜ることになると思いますが、このことに対するお願いでもありますので、どうかご賢察いただき、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

私たちの事業を取り巻く環境は、各種の事業では米国のリーマン・ブラザーズの経営破綻による世界的な金融恐慌的な動きとともに、実体経済においても世界同時不況下でわが国においても倒産や雇用不安など連日のマスコミ報道によって先行きへの不安が高まる状況にあります。また、障害者自立支援法の施行後3年目の見直し議論がほぼ終わろうとする中で施設事業経営においては新たに参入が加速度的に始っている民間企業等との競争に打ち勝つ努力が求められる状況にあります。こうした社会・経済状況下においても私たちに課せられた課題は障害のある人たちの「働く機会の提供や地域生活での自立の支援」にあり、2009（平成21）年に向けては既存事業においても荒波を覚悟しつつ、会員ともども鋭意努力するつもりでありますので、重ねての私共の事業へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、公益法人としての使命をより一層果たすことをお誓い申し上げます。





青森

「地域とのつながりを大切に…」

リハビリ支援課長補佐 石塚 憲治

年の瀬も近くなり、忙しくなっております今日この頃。年賀状印刷の繁忙期は例年のことですが、特に今年は軽作業に仕事が大挙押し寄せたため、利用者、職員だけでは追いつかず猫の手も借りたいところ、たまたま、今年の6月にボランティア体験で当施設を訪れた地元横内地区の“横内寿大学”の生徒さんたちの中に当協会のOGさんがいて最初、その方に厚かましくも作業ボランティアをお願いしたところ、それではということで学級長さんを通して今回のお手伝いに繋がって戴きました。その数は日にち毎にだぶる方がいるとして延べ6日間で32名に及びます。これからも、地域とのつながりを大切にしたいと思います。

つきましては、日ごろの地域交流のご厚情に感謝申し上げますとともに、敬意を表して下記の文章を掲載します。以下は6月のボランティアの感想を機関紙コロニーあおりに掲載したものです。

“ボランティアを体験して”

横内寿大学・大学院 学級長 安田 誠

寿大学の「まちづくり、地域社会講座・ボランティア実践」の場に青森県コロニー協会を選択できたのは、学級生の中に塩谷良子さんをはじめコロニー勤務経験者が数人いたことによる。お陰で昨年6月に続き今年も6月13日、楽しみつつ貴重な体験が出来た。協会幹

部の皆さん、案内・指導をしてくれたスタッフの皆さんに感謝申し上げる。

ねぶた
浴衣につ
ける鈴が
コロニー
の皆さん
の手仕事
だったこ



と、ドナー登録の宣伝パンフレット、正月飾りの部品などなど、普段私たちがその製作工程など気にとめないでいる細かな仕事コロニー利用者の貴重な授産事業であったことを勉強した。

作業内容は単純だが根気が要る。利用者の皆さんは、



それぞれ
に工夫を
凝らした
小道具を
駆使して
効率を上
げていた

が、その真摯な仕事振りに感銘を受けた。数をこなす作業だけに今回は参加26人中14人が午後まで残って奉仕出来たが、少しは役立てたならうれしい。

美味しいカレーライスをご馳走になった。皆さんのご多幸を祈念する。

山形

ことばが通って、こころが動く

山形福祉工場生産部 大場 裕恵

毎月第三金曜日、終業後の90分間は、私にとってとても満ち足りた気持ちになるひとときです。

それは、『話し方講座』の時間。講師は、現在フリーアナウンサーで、各セミナー・講義等で講師を務め、山形県コロニー協会の理事をされている前川孝子先生です。男性2名、女性4名の生徒達が、毎回、先生が出されるお題に四苦八苦しながらも、和気あいあいと『話し方』を学んでいます。

思えば、「話す」ということを、これほど真剣に捉えた事はこれまでなかったように思います。「声」を発する、「ことば」を口にする、「話したい事」を頭の中で組立てる。日常、私達が何気なく行っている一

連の動きが、人と人をつなぐ大切なコミュニケーションの手段の一つです。「ことば」をもったからこそ、人間という生物が他の多くの生物とは比較にならないほどに、ここまで進化・進歩を遂げたという説もあります。

「おはよう」、「ありがとう」、「さようなら」、「ごめんなさい」。単純なことばの一つ一つでも、声の大きさや高さ、抑揚、アクセントなどで受ける印象は大きく変わります。日頃、何気なく使うことばだからこそ、大切に思いをこめて口にしなければならないということ、この講座で私は学んだように思います。

もう一つ、この講座を受講して良かったと思うこと。それは受講者の方々とのお話のやりとりで、就業時間だけでは知りえなかった皆さんの人となりを知ることができたということです。好きな食べ物、趣味、大切なもの、日常生活…など、同じ職場で働く仲間の新たな一面を垣間見ることができ、あらためて親しみを持って接することができるようになりました。



会話をするという事は、その人と向き合うということ。会話をするという事は、その人を知ること。会話をするという事は、自分を知ってもらうということ。ことばを使って気持ちを通じ合わせたら、相手のことが理解できて、一つの縁が繋がります。そして、ことばの持つ力が、私を感動させてくれるのです。

講師の前川先生とのお縁、受講者の皆さんとのお縁、全てを大切にしたい、私にとっての『話し方講座』です。

ながの

コロニー祭 地域とのつながりを大切に
ワークサポート篠ノ井 支援員 松本 哲

第32回コロニー祭を10月4日（土）に篠ノ井施設で開催いたしました。

コロニー祭実行員会では、篠ノ井地区へ移転後2回目となるコロニー祭を地域の方々とともに盛大に開催しようと考え、今回のテーマは『地域でいきいき』としました。

そのテーマのもと、コロニー祭メインステージの出演者は、地域で活動



している方々を選出することに決めました。開会式は、近隣の幼稚園児80名程の鼓笛隊に依頼し、元気よく、可愛らしく演奏する姿に、利用者、地域の方々が入り混じって声援を送り、華々しく開会できました。続いて演奏した小学生の太鼓や中学生の吹奏楽には、感心する溜息が漏れ、大学生による“YOSAKOI”踊りの時には、利用者と地域の方々が一緒に踊り、楽しい雰囲気に包まれたステージとなりました。また、模擬店では自治会に協力を依頼し、地産のりんごや野菜などを販売する農産物販売コーナーを設け、秋晴れの好天の中、大変多くの方々にご来場いただくことができました。

2年程前に篠ノ井地区への移転が決まった時は、地域からは歓迎する声ばかりでない中、当法人を理解していただくために数回説明会を開催した経過もありました。移転後は法人で開催する行事には地域の方々を招待したり、また、地域からボランティアを受け入れる体制を整えたり、継続して地域との関係づくりを行い、障害者施設について理解していただいています。

コロニー祭の目的として「地域との交流」を掲げています。今後も継続して交流する機会を設け、人と人



とのつながりを大切に育み、誰もが暮らしやすい、思いやりのある地



域社会
になれ
ばと願
ってい
ます。
これか
らも地
域との

つながりを大切にしたい行事の開催を心がけたいと考えています。

東京

中野江原寮(えはらハイツⅠ、Ⅱ)、 短期入所事業の開設

福祉事業本部長 加藤留美子

東京コロニーでは、これまで東久留米市に3寮と国分寺市に1寮のグループホーム・ケアホーム(知的障害のある方対象)を運営してきました。障害者自立支援法では、1事業所に4つのユニットをもつ形です。

この度、法人本部とコロニー中野が所在する中野区に新しく重度身体障害者グループホーム(定員5名)、知的障害のある方(あるいは精神障害のある方)を対象としたグループホーム・ケアホーム(定員4名)、短期入所事業(定員2名)を開設することになりました。中野区で高齢者住宅として利用されていた建物を、本制度の廃止に伴い紹介していただきました。東京都の補助金により改修し、2009年2月に開設予定です。

障害者自立支援法では、まだグループホーム・ケアホームは身体障害のある方は対象となっていませんが、この度の重度身体障害者グループホームは、東京都の独自の事業としてあるもので、補助金は区から出していただける(市町村の場合は都と半額ずつとのこと)という制度です。制度としては以前からあるものの、市区町村の理解と積極的な取り組みがなければ実現できない事業ですので、新設はなかなか難しい現状があります。その意味で建物のご紹介と共に重度身体障害者グループホームの事業を当法人に、と声をかけて下さった中野区さんに深く感謝する次第です。

2月の開設に向けては、法人内だけでなく、中野区の窓口相談にいらした方も含めて入居する方を決定していき、中野区内の貴重な社会資源として役に立てる事業にしていかなければと思います。また、同じ建物の一部に設置する短期入所事業については、法人と

して初めての事業となりますので、十分な職員配置や支援のスキルアップに向けて努力していきたいと思います。

あかつき

自衛消防隊の活動報告

作業部二課 主任 小室 貴士

近頃はめっきり寒くなり、我が家でもストーブが放せない季節になりましたが、この時期に気をつけなければいけない事の1つに火事があると思います。あかつきコロニーでは昨年度より自衛消防隊を再組織しました。活動状況を報告しますと所内避難訓練の参加と消防操法大会に出場する事です。操法大会は昨年も参加しましたので今年は失敗を踏まえ優勝を目指して参加をしてきました。操法大会は9月の開催ですが、夏休み明けの猛暑の中、消防隊員の方たちの指導で練習



を行います。長袖で駆けずり回り汗だくの中、隊員の方の熱心な指導をうけて気合が入りました。大会には自衛消防隊の3名と怪我人、防火管理者の5名で参加してきました。操法の内容は最初に地震が発生し、怪我人の応急手当、火災の発生で消火器による初期消火、その後消火栓の放水を行います。自分の役割は放水という目立つところではなく、館内放送や他の隊員に指示をだす指揮者を担当しました。報告内容は事前に決められた台詞を1字1句、暗記して報告しなければいけません。他の事業所の報告を聞いていると「自動火災装置設備が作動しました。」と報告を行っていましたが、自分の場合は「火災報知機が作動しました。」と伝えている点に気づき慌てて訂正してうまく乗り切りました。採点の基準は隊の統率と規律、機材の操作、放水時間になります。今回の練習で指摘された点は慌ててしまい1つ1つの動作を止めずに行動に移ってしまう点でした。解ってはいるのですがうまく行えず練習

を重ねました。特に苦労した点は左向け左の動作で足の動かし方でした。安全靴を履いているので少し大きさに動かさないといけないようで注意しながら行いました。目立った失敗もなく演技はできましたが今回もまた優勝はできませんでした。自分の評価では優勝したチームとあまり差はない演技が出来たと思います。いきなり優勝をしてしまうのではなく1つ1つ段階を踏まえ徐々に成長していきたいです。今年の優勝は隣のチームでしたので順番からいけば来年はあかつきかなと思います。またあかつき所内の活動機会は無いように祈っています。

京都

「障害の理解」からの支援

支援員 田中 美香

障害者支援施設「あんびしゃ」で平成19年8月から、自閉症グループの就労支援をさせていただいております。何もわからないままのスタートでしたが、



卵の殻の貼り絵

TEAACHプログラム研究会や自閉症協会主催の研修会などに参加し、また利用者から学ぶことで、「自閉症」という共通の特性をお持ちでも特徴はそれぞれ違う利用者に適切な支援ができるよう努めております。

支援を始めた当初は、行動やコミュニケーションを理解することさえ困難でした。その中でまず、利用者の理解を助け混乱を防ぐため、そして自立的に活動していただくために、支援室内を物理的に構造化し、スケジュールを明確化しました。また、訓練的作業を作り出し、作業内容や流れの見通しが持てるように手順書やワークシステムを工夫しました。記録と評価から個々に合った内容や量の調節もしました。不適応行動の軽減と予防のために綿密な記録をとり、データに基づいて専門家から助言をいただいたりしています。そして、日々の支援が生きるためには家庭との連携も大切に考え、保護者が何を望んでおられるのか、またご家庭での状態などをお知らせいただき、施設でのご

様子を報告させていただいております。

現在、利用者の皆さんは、就労移行の期間を1年延長し3年目に入られました。日々の訓練の中で、「社会能力・生活能力・作業能力の向上」という施設の目標に向かい、少しずつですが確実に成長しておられます。不適応行動も軽減し、グループ全体として落ち着いてこられたことを感じております。昨年末には、京都府とっておきの芸術祭にグループとして共同制作「爪楊枝アート」を出品し優秀賞をいただきました。また本年も「卵の殻の貼り絵」を共同制作し出品



爪楊枝アート

いたしました。皆さん、一生懸命に取り組まれ、皆さんの作品を合わせ大きな絵になった時には嬉しそうにしておられました。人との関わり方は障害特性から難しいことですが、日々の支援の中であえて自然に関われる場面を設定しています。

「自閉症支援」の研修会や講演の中で常に言われることは、「自閉症の特性を理解し、繰り返し見つめなおすこと」です。課題はたくさんありますが、利用者に寄り添い、想いを受け止めながら、お一人お一人が持っている力を発揮し、地域の中で普通に生活できるよう、今後も研鑽を重ね常に障害特性に立ち返り、丁寧な支援をさせていただきたいと思っております。

山口

『自立』の実現へ向けて

支援部 支援課 西岡 照文



暑かった夏が終わり、日に日に朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。今年も余すところ、あとひと月になってしまいました。今年は、障害者自立支援法の見直しということで、どういう方向に向かうのか、本当に障害者の自立を支援する法律に近

づいていくのか、など注目されていたのですが、まだまだ先行きは不透明のままのようです。



現在議論されているそれぞれの論点の中には、大変有意義な指摘や、本来の障害者の自立を支援する法律という目的にそのような改善意見がたくさん見られるのですが、それぞれが法律に正しく反映されていくかということになるとあまり楽観視できないようです。障害を持つ人の生活や職業の日常をいろいろな角度から



調査、研究されているようですが、それが集計され数値化された時、それらについての解釈、判断が現場を知るものとしては納得できない、何か違うと感じさせられることが多いように思います。そういうものを根拠としていろいろな施策が決定されるのであれば、法律が現実からどんどん離れていってしまう事が起きるのも当然の事だと思います。我々支援の業務に携わる者は、当事者が納得できないことを勝手に納得してしまうことなく当事者の現実を正しく伝えとともに、現在の法律のもとでの不利益を少しでも回避、軽減する為に、法律そのものの内容を正しく理解したり、情報を収集する努力が必要だと感じています。



このような状況下ではありますが、授産施設を利用

されている皆さんは、今年も施設内外のいろいろな行事に参加され、体育大会では多くのメダルを獲得されるなど活躍をされています。外部から講師を招き、ボランティアの協力を得て車いすダンスの講習会も開催しました。それ以外にもボーリングの招待、芸術関係の作品応募、風船バレー、運動会への参加、地域との交流を目的としたコロニー祭り、互助会主催の日帰り旅行などいろいろな行事が企画されました。12月は、地元ライオンズクラブの招待行事、京都方面の一泊旅行、クリスマス会などが予定されており、多数の参加が予定されています。このような楽しいことでエネルギーを充填し、『自立』の実現へ向けねばり強くしたたかに努力していければと思っています。

福岡

なのみキャンプ'08を開催

なみの里課 相馬 由佐

9月26日・27日の二日間、なみの里・工芸合同で福岡市西区にある今宿野外活動センターでなのみキャンプ'08が行われました。当日は次第に天候も回復し恵まれたキャンプになりました。



今年は野外活動をする班を三つに分けて行動。まずは海釣りに挑戦する「海釣り隊」。センター近くにある海釣り公園に行き、釣りに挑戦！初めてのなかまもいましたが意外にも大漁で小アジや特大のバリなどが釣れ参加者全員が大興奮でした。

次ぎはセンターの裏山に登る「ハイキング部隊」。到着後、すぐに弁当・お茶を持って登山に挑戦しましたが階段が続く山道で悪戦苦闘。残念ながら山頂までは行けませんでした。山の新鮮な空気と緑の綺麗さに触れて心身ともにリフレッシュ出来ました。



最後はセンターに残って工作に挑戦する「工作班」。今回は貼り絵ボード作りとリース作りを行いました。

貼り絵ボードやリースにちぎった紙や落ち葉、木の実を貼り付けていき文字を完成させました。

そしていよいよ待ちに待ったバーベキューの時間。今回は飯盒を使ってのご飯炊きに野菜切り、会場作りなどをすべて自分たちで行いました。昼間の活動や準備等でお腹が空いていたのでお肉や野菜はどんどん無くなっていきました。みんな美味しそうに食べている姿が印象的で、昼間に釣った魚も焼いて食べました。

日が暮れて夜になると満天の星空の下でキャンプファイヤー。暗い中キャンプファイヤーに火が灯った瞬間は拍手が沸き起こり、その火を眺めながら出し物やダンスを楽しみました。今年は北京五輪もあったことから五輪選手に扮した仲間たちが入場すると歓声が上がり、その後の職員による出し物では今年話題のユニット「羞恥心」がかかるとみんなで合唱してとても盛り上がりました。就寝時はテントやロッジで各々の楽しい一日の感想を語り合ったりして寝袋に。

二日目は山の新鮮な空気を吸いながら朝食を食べました。楽しい時間は過ぎるのも早く楽しい思い出を作って帰りました。二日間のキャンプを通して、ボランティアの方々に協力をして頂き楽しいキャンプを行うことが出来ました。また、なかまたちは日頃とは違う環境の中でなかなか出来ない経験が出来て大満足の様でした。

佐賀

“初” 合同焼肉会

営業 白濱由美子

11月7日曇りのち雨、今にも雨が降りそうな曇天日和でした。

昨日から雨天のときのことを考えていましたが、準備途中にちょっぴり降り出した雨も11時にはピタリとやみました。（日ごろからの心がけ…。）

今回はコロニーみやきの方たちも加わり9班に分かれ、和やかに、和気あいあいと、とても楽しく同じ時

間をすごすことができました。



開始の合図で一斉に焼き始め、辺り一面おいしいにおいが立ち込めてきました。肉質がきれいで「さし」が入っていて食べると、とても柔らかくて「おいしい」という歓声があちこちで聞かれました。各班で焼くほかに、お好み焼き、高菜ライス、焼きそばを職員の一人が見事な手さばきで作ってくれます。これは絶品としか言いようがありません。

焼肉会も盛会裏に終わり、後片付けまで終わったとたん雨が本降りになりヒヤヒヤ、ドキドキの中、無事に終わることができたことに感謝・感謝でした。

熊本

イベント、三題

庶務係長 奥野 靖夫

① コロニー夏まつり開催

8月23日にコロニー夏まつりを開催しました。地元校区のご協力をいただき、今回で13回目を迎えることができました。熊本のタレントさんの出演や飲食・ゲームバザーなどを実施しました。途中激しい雨も降りましたが、約1000名の方に来場いただき、皆で楽しい時間をすごすことができました。また地域の行事とし



てコロニーの夏まつりが定着してきたことを嬉しく感じました。

② 宮崎旅行



11月1～2日、宮崎へ一泊旅行をしました。互助会が主催し、参加者は約50名、1日目は酒泉の杜で焼酎の試飲をし過ぎ、その後綾大吊り橋等へ行き、宮崎市青島のホテルに宿泊しました。夜は楽しすぎる宴会を行い、参加者の交流を深めました。2日目の朝は遅めに出発、宮崎科学技術館でプラネタリウム等を見学し、バイキングの昼食をとり帰途へとつきました。あっという間の楽しい2日間でした。ちなみに東国原知事にはお会いしていません・・・

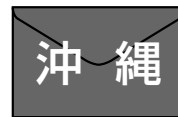
③ 防火訓練

11月11日に防火訓練を実施しました。当協会では、毎年2回実施していますが、ここ2年間程は消防署のご都合もあり、自主訓練として実施してきました。今回も当初は10月に予定していましたが、消防署立会いを優先し計画しました。



当日は煙感知器により警報機を発砲させ、訓練がスタートしました。消防署への通報・構内への放送、初期消火、避難誘導等を実施しました。毎年定期的に訓練することは、非常時の行動が自然に身につく一方、マンネリ化し緊張感のない訓練になりがちです。今回は久しぶりの消防署立会いということもあり、そうい

う意味では多少緊張感があったように思います。



「沖縄コロニー大賞」を
照喜名通さんへ

総務課 崎山 峰子

沖縄コロニーの創立40周年を記念して、自立への努力や社会、文化、芸術等の活動が顕著な障害者にスポットをあてることを目的に創設された「沖縄コロニー大賞」が今年で13回を迎えました。

11月17日(月)に最終選考が行われ、難病患者の就労支援や相談業務等に携わる照喜名通さんに贈呈することが決まりました。



12月9日、障害者の日に贈呈式がとり行われます。

照喜名さんは自身もクローン病という難病と闘いながら、「NPO法人アンビシャス」を立ち上げ、難病患者の支援センターとして、難病患者の就労支援や、相談事業、情報提供、難病患者の会の支援などを行っています。

また、独自での雇用創出への取組として、首里城公園内での売店経営や、商品開発にも積極的です。特に、照喜名さんがオカリナからヒントを得て6ヶ月の試行錯誤の上、考案した「沖縄指笛」は年間4000本以上も売れるヒット商品になっています。

これまで、「障害者のひたすらな姿に光をあてる」事を目的に行ってきた本賞では、過去12回の受賞者は全て障害のある方でした。今回、難病患者である、照喜名さんが選ばれた背景には、選考委員長の高嶺豊氏(琉球大学法文学部教授)含む5名の選考委員からの、「障害手帳を持たなくとも、ニーズのあるところへ支援すべき」とのご意見を頂いたことがあります。

照喜名さんの活動は、社会起業として事業を確立し、難病患者の雇用を生み出しています。また、社会に難病の方の状況を広く周知する大きな役割を果たしています。これを機に多くの方に活動を知っていただき、他の難病患者への励みになればと思います。

最新のニュース**障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会が発足****1. はじめに**

晴れ渡った10月27日、参議院議員会館の第一会議室で原告、関係者や賛同する方々160名が集まり、障害者自立支援法は憲法が定める生存権、法の下での平等、幸福追求権に明らかに違反しているとして違憲訴訟の勝利をめざして、支援団体の会として正式に発足する集会が開催されました。人として生きるための必要な所得保障が不十分なままで、障害が重度になるほど応益負担が増すのは納得できないとして、地元自治体に免除申請を行い、却下された場合は都道府県を相手に行政不服審査を申請し受け入れられなかった、全国で30名にもものぼる原告が10月31日に一斉に原告団として各々の地方裁判所（8地裁）へ提訴しました。全国弁護団は現在80名体制ですが、年末には100名を越すのではないかとされています。

2. 訴訟の動き

10月31日に一斉提訴を行ったのは次のとおりです。

福岡地裁1名、広島地裁2名、神戸地裁7名、大阪地裁5名、

京都地裁1名、大津地裁4名、東京地裁2名、埼玉地裁7名の合計29名

全国弁護団の藤岡事務局長の子どもさんも原告の一人で、親としての立場での訴訟を提起しており、全体では30名となっています。

2. 原告の声

集会では8名の原告の方々が参加され、それぞれ生の声を聞かせていただきました。そのうち5名の方のお話を紹介します。少し長くなりますが、当事者の直接の声ですので最後までお付き合いください。



広島県のAさん：原告になろうと最初に名乗りをあげました。当初は私たち夫婦だけで心細かったですが、今日このように大勢の人と新しいスタートを切ることができて、とても感謝しております。障害者自立支援法が国会にあがった時点で、全国各地から反対の声があがったのにも関わらず、様々な問題を一杯含んだまま成立してしまい、2006年4月から応益負担による利用負担が義務付けられて、当事者も家族も日々の生活や、将来の希望も持てず、生きることの困難さを深く感じ、不安に明け暮れる日々でした。そんな中で心の支えになったのは、同じ思いを持つ多くの人たちと手をつなぎ合い、この法律の見直しを求

める運動が大きく広がったことでした。過去にないこの大運動は、世論を動かし、3回にわたる対策が講じられてきましたが、未だに応益負担制度が位置付けられており、それがある限り負担金額の変動がいつ起こるかわかりません。

障害はあっても働く喜びや、ごく普通の願いをかなえるために30数年かかって築いてきた福祉施策が、お金で左右される福祉になってしまったのです。私たちはこれから先、安心して暮らしていけるでしょうか。生きる希望を持つことができるのでしょうか。いつまでもいつまでも、国会請願や運動を続けていかなければならないのでしょうか。誰も好きで障害者になったわけでもなく、誰もが、いつ起こるかもしれません。障害のある人も社会の構成員です。私たちは人間社会において、どんな障害があっても生きがいを持ち、安心して暮らしていける福祉制度が作られるために、社会へ、国へ問いかけていくことが大きな役割ではないでしょうか。

これから様々な反響や批判もあり、厳しい道のりだと思いますが、みんなで支えあって乗り切っていきましょう。

埼玉県のIさん：原告の一人として加わった理由は、このままでは障害を持っている人たちが生きていけないと思ったからです。

この法律で最低限の生活が無理となってしまいました。今は障害基礎年金1級、手当、工賃での生活です。私は生活ホームで暮らしています。ホームの家賃、生活費、作業所の利用料を支払うと手元にほとんど残りません。週末は自宅で過ごすので、家族から経済支援を受けています。本当は家族の経済支援を受けずに生活していきたいのです。今の状態では難しいです。体が丈夫でないで、一般就労も難しいです。私はこの自立支援法



になって一番残念だったことは、一緒に作業所で就業していた仲間たちが、利用料負担を理由に退所したことです。今でも淋しい思いです。この自立支援法は根本から変えないといけないと思います。この問題は自分だけの問題ではありません。私の周りにいる仲間たちも同じ気持ちです。作業所の仲間たちも私のことを応援してくれています。とても頼もしい仲間たちです。みんなのためにも訴訟を頑張っていきたいと思います。未熟者ですが全国のみなさん、ご支援よろしく願いいたします。

京都府のIさん：長男が原告になっていますが、言語機能障害で言葉がなくて意思表示ができません。そこで私が子供の代理人として提訴することにいたしました。私の長男が発病したのは1967年の11月で、3歳のときに長くても18歳までの命ですので、一日でも長く生かしてあげるよう頑張って欲しいと、励ましの「宣告」を受けました。身体障害者手帳を見ますと、乳幼児期前の病気で、移動が困難である、それと言語機能障害。療育手帳はAで、まさに重度重複の、重症心身障害児となりました。この子を一日でも長生きさせてやりたいというのが私たちの願いであり、挑戦となりました。そう決心してから、早42年がたちます。この間、親や兄弟、おばあちゃんや叔母さんのチームワークによって、必死に子供を支えてきましたが、生死をさ迷うようなことも何回かありましたし、隣近所への迷惑、警察のお世話にもなりました。みんな、温かく理解してもらえました。子供が入れる保育所や幼稚園はどこにもありませんでしたし、重度の子供でも入れるようにしてくださいと、初めて請願運動に取組んだのも子供のおかげです。教育を受ける権利が就学猶予、免除という形で受けられませんでしたので、与謝の海養護学校の学校づくりの運動に参加をして、入学後もPTAの会長などをして、地域の教育に努力してきました。卒業後の進路がないということで、共同作業所作りの運動の先頭に立ちました。私たちの人生にとって、このような運動こそが生きる証でありまして、励ましたり、励まされたり。運動のおかげでギリギリのところ、後に引けない中でも前を向いて、明るく生き

ていくことができました。

本来、社会保障制度というのは社会的「弱者」に置かれている人たちのために、国の責任で経済的、社会的に支援をして普通の人と同じように地域社会生活をできるようにするのだと思います。それであるのに、権利としての福祉の立場を投げ捨てて、不安定な状態にある障害者から利用料を応益負担としてむしり取る、社会福祉施設は補助金を低く押さえ込む、このような自立支援法のやり方には私はどうしても我慢できない怒りを覚えるわけです。制度のない中で運動によって曲がりなりにも制度を作ったり、制度の拡充を図って一つずつ前進してきた私たちを、一挙両断の下に、首を刎ねられたような気持ちがします。

この度の障害者自立支援法訴訟、全国一斉行政不服申し立て行動というのは、私の気持ちにぴったりで、無条件で参加しようと思ひまして、家族に提案して子どもと共に頑張ろうということになりました。裁判所という公の場で、政府に堂々と私たちの要求をぶつけて、正論で渡り合えるかと思うと、胸がワクワクします。この戦いにはいろいろな困難と遭遇すると思いますが、やってみないとわかりませんし、今から取り越し苦労をしても前には進みません。どんなことがあっても、石にかじりついて必ず勝利するのだという決意で頑張っていきたいと思いますので、皆さんの大きなご支援をよろしくお願いいたします。



和歌山県のIさん：4年半前から一人暮らしをしている重度の身体障害者です。首から下がほとんど動かないため日常生活全てにわたって介助が必要です。一人暮らしを始めた当初から24時間間介助を訴えてきましたが、和歌山市には認めてもらえず、最初のころは月535時間あった介護時間が毎年の調査のたびに減らされ、今では月396時間にされてしまいました。それでも今年の調査では増えたほうで、去年の調査では月377時間にされてしまいました。

介護時間が減らされて、まず困ったのはトイレの時間です。自分でコントロールできないため失禁が当たり前になって、着替えや後始末などで予定していたことができないということが多々あります。失禁を減らそうと水分を控えたり、泌尿器科へ行き薬をもらっていたりしましたが、まったく効果はなく、特に薬を飲んだ時にはそれが原因でもともと便秘気味だったのが余計に便秘がひどくなり体調が悪くなることもありました。次に困ったのが姿勢保持です。どんなに姿勢を整えていてもヘル

パーがない時にくしゃみや咳一つで体が左右どちらかに傾いてしまい、それが長い時間続くと、首や肩や腕が痛くなり苦しい思いをしています。もう一つ困ったのは、通院や勉強会などに使う時間が取りにくくなりました。特に去年、介護時間を減らされた時には行きたかった勉強会にはほとんど参加できませんでした。また、病院に行く時間を確保するのも苦労しました。このように介護時間を減らされても自分なりにやりくりしましたが、やりくりにも限界を感じ、和歌山市にも掛け合いましたがまったく相手にされず、今年の5月30日に提訴に踏み切りました。

この裁判で訴えたいのは、利用者が必要と言った時間は聞き入



れて欲しいということです。調査のとき、「介護時間はどれだけ希望ですか？」と聞かれますが、本当は希望ではなく、「介護時間をどれだけ必要ですか？」と聞くべきではないでしょうか。次にトイレのことです。和歌山市からは「トイレが必要ならオムツやパットで対応すればいいじゃないか」とよく言われます。どうして障害者というだけでそういうものを勧められなければならないのでしょうか。特別な場合を除いて、尿器でしたいです。

もう一つ訴えたいのは、移動介護のことです。和歌山市は一律20時間です。これだけの時間では買い物に使ってしまうとほかのことではほとんど残らず、社会参加には使えません。私には1人暮らしを始める前からピアカウンセラーになりたいという夢があります。ピアカウンセラーになるにはいろんな所へ出掛けて勉強する必要がある、移動時間がもっと必要です。

このように今回の裁判では、生活のことやトイレ、それに社会参加のことなど人間としてごく当たり前のことを訴えていきたいと考えています。私には、何をしても24時間介護時間が必要です。皆様方の応援のほど、よろしくお願いします。

岩手県のSさん：施設に入所している知的障害を持つ息子の代理人としてこの訴訟に加わりました。私は保護者会の会長をやっていて法人の理事もしていますので施設の経営の状況が良くわかります。自立支援法が施行されてから、施設の経営はかなり厳しくなってきました。その帳尻を合わせるためには人件費を抑えなければならない。新採用を抑えろとか、正規採用に変えて臨時採用、パート採用でなんとか切り抜けていく実態があります。一方で報酬は日払い制度ということで、私の息子は家に2〜3日居させないとストレスが溜まって時々事故を起こします。そのため施設として利用料収入が減ることになるわけで、施設に迷惑をかけることとなり、いたたまれない気持ちになり

ます。訴訟で手を上げようと思ったのは、自立支援法が出来たとき、日本は「経済大国」といっておきながらなんて貧しい国だろうと思ったからです。法自体にも理念がないと非常に強い怒りを持っていました。関係団体からの強い勧めもあり、原告として手を上げました。施設に通わせている私の周りの親たちの考えとして、「親なき後」のことを考えて今から貯金をしようと考えている親がだいぶいました。そうして本人名義で蓄えたお金が、自立支援法で給付決定をする時に通帳を出せと。そうすると本人はだいぶ財産を持っているという認定になりますね。これは、税金をいただいておいて貯金を蓄えるというのは不届きだというのは行政の感覚でしょ。しかし私たちにしてみれば、私たちが亡くなってもこの子達が安心して暮らせるようにするためには、何があっても大丈夫のように親が元気なうち貯めるだけためておく、そういう親の思いなのです。逆に言えば今の制度は、蓄えがなくて親が亡くなった後に1人でやっていけるのか、非常に深刻な心配になっています。

そういう中で私も原告団になろうと思ったのですが、問題は、今のところ東北ではただ一人手をあげた状況です。それから岩手の実情を見ると、私たちと一緒にやろうという機運の団体があまりない。そういう中で仕方がないので、東京都一緒に頑張って東京で提訴しよう。そうすれば私もだいぶ楽だなと。一度はそう思ったのですが、いろいろ考えてみるとどうも、何のために私が手を上げたのかという思いになってきました。身辺の人たちに話しかけてみれば、やっぱりそれは地域で運動することに意義があるのではないかと、応援するから頑張ってみろという人たちが現れてきて、東京での提訴は断念して地元で私も頑張ってみよう、地元で提訴することにしました。（大きな拍手）組織的にも難しい所がありますが、一方で私の息子が通っている施設の親たちに話を聞いてみると、「この程度の負担はしても、施設に厄介になっている、お世話になっているのだから、この程度の負担はやむを得ない」という感覚の人たちがかなりあるわけですね。こういう人たちと一緒に、そこを団結して、やっぱり自立支援法、応益負担というのは将来に向けて、日本の社会福祉制度を考えれば間違っているものなのだとすることを、この運動を通してみんなにわかってもらえるようにしていったならば、私が手を上げた意味も多少はあるかな、そんな思いをしております。



11月4日に、有志と図ってこの訴訟の準備会をやろうと、今準備を進めているところです。東北の地で孤軍奮闘しようかなと思っていますので、応援よろしくお願いします。

山形コロニー就労サポートセンター 開設2年目を迎えて

山形県コロニー協会 統括事業部長 鈴木 裕子



山形福祉工場が就労継続支援事業A型と就労移行支援事業、相談支援事業の新体系に移行し2年が経過しますが、就労移行支援事業の実質のスタートは19年の4月からです。新体系に移行した多くの施設と異なる点は、新たな利用者の受入れをしたことにあります。養護学校と普通高校の新卒者2名から始まり、延べ利用者は14名、現在は9名の方が利用しています。退所者5名の内訳は、就職1名、サービスの変更1名、健康上の理由での退所が3名となっており成果が上がっているとは言えませんが、この2年間で様々な課題と共に利用者の支援をとおり、得たものも沢山あったように思います。

まず、利用者のほとんどが20代前半の方で、福祉サービスや施設利用の経験者は2名のみでした。3障害及び重複の方、引きこもりの状態でご家族だけで悩んでいた方も多く、一般就労へ繋げるという新たな事業への期待と、可能性を試させてみたいというご家族の希望がありました。山形市内では唯一の就労移行支援事業所であること、相談支援事業が併設されていること、雇用の場である福祉工場があること、更にサポートセンターを新築したことで多くの方に周知してもらったことが、利用のきっかけの一つになっていると思います。

また、就労支援のネットワークについては、山形障害者職業センターの前所長の相沢氏が中心となり、様々な研修や実際の利用者のケア会議をとおり、関係づくりを支援していただきました。利用希望があった段階でケア会議を開催し、本人・家族を含め市町村担当者、相談支援事業者、ハローワーク、就業・生活支援センター、障害者職業センター、学校や医療機関など関係機関の方から参加してもらっています。このことについては、特にサービスを変更した利用者について、多くの関係機関の方の協力をいただき、本人にとってより良い支援の在り方について検討してもらいました。各機関の役割分担についても、確認し合いながら協力していく体制が整いつつあります。更に19年5月に就労支援員1名が第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）の認定を受け、協力型のジョブコーチとして活動

しています。これは職リハ機関の豊富な経験と知識をとおりして実践できる大変貴重な体験であり、施設での支援にも大変参考となっています。

現在、職場実習先が3か所あります。内2か所はハローワークとの連携で組み合わせ実習を3名が実施しました。また、2名が県職業能力開発専門校と連携しインターンシップコースを実施し、1名が間もなくトライアル雇用となります。また、今年度中に山形市役所でチャレンジ雇用を目指して、試行的な取り組みを始めようと打ち合わせをしているところです。このように成果としては思うように上がっていませんが、一歩ずつ前に進んでいるという状況です。

しかし、多くの課題も見えています。利用者と共に、それぞれ抱える障害特性と向き合いながら生活上の問題を解決し、希望を叶えるための効率的・効果的な支援方法を組み立てていくには、広範囲な障害知識と専門性、コミュニケーション能力などが要求され、職員のスキルアップとノウハウの構築が大きな課題となっています。

次に労働市場の問題です。世界的に急激な経済の悪化で、山形の企業にもいち早く影響が出てきています。それにも増して企業数が少ないため、県内で就労移行を実施している他の施設では、実習先を探すことも難しいと嘆いています。大都市と比較すると格段の差があります。また、障害者就労の取組みに関して福祉行政と労働行政の温度差があり、一人でも多くの障害者が働くための山形らしい環境を作っていこうという意気込みが感じられません。私達が一人ひとりの就労支援をとおり、地域と密接に関わりながら、働き方を企業にも提案できるような事業所になっていかなければならないと思っています。

障害者自立支援法には多くの問題がありますが、いきいきと働き甲斐のある仕事ができるよう、想い描くような生活ができるよう、支援者としての様々な役割を一人でも多くの人から担ってもらえるような取り組みにしていきたいと思っています。

「コロニーみやき」の開設について

佐賀春光園 常務理事 大石 安弘



平成20年度 社会福祉法人佐賀春光園として待望の2つ目となる障害者自立支援施設「コロニーみやき」定員20名を国、県、地元みやき町の補助を戴き既存施設の身体障害者授産施設佐賀春光園の西側に開設することができました。

元来法人としては、入所施設の寮の建て替え、或いは作業棟の建て替えを図るべく努力をしていましたが、施設の在り方として国の施策が入所から通所へと流れが大きく転換されたことで、寮の建て替えの補助が難しくなりました。社会福祉法人への民間補助団体等についても、事業収入の不振により補助資金減少などで作業棟の立て替えの補助金が得にくくなる中で手をこまねいていたところ、平成18年4月障害者自立支援法が施行されたことで、障害者施設を取り巻く環境は利用者の負担金増の問題で一変しました。

当法人の施設にあっては、それまで比較的安定した施設経営が出来ているものと自負していたところが、障害者自立支援法によって自己負担増に不満を持つ多くの利用者が施設を去っていきました。しかも、5年以内には新体系への移行が義務化されていることへの不安や不満は増幅され、この先どうやって経営の舵取りをやっていけばいいのか全くビジョンを描けない状況に陥りました。

そういう中で、同じ町内で活動されていた小規模作業所「ひまわり作業所」も、現状のままでは補助金がかットされるために法人化を目指しておられたものの、活動拠点の問題や資金の問題を抱え個別に相談を受けていて、単独での事業展開は大変難しい状況に置かれていました。他にも町内には県立の総合援護施設「希望の家」があり、23年3月までに民間へ移譲すべき準備を進められていますが、現時点では受け容れ先は未定です。町内に同じ様な施設が複数在って、これまでは少なからず利用者確保の点においては競合してきた経緯がありますが、利用者確保で競合するよりは、法人としても複数の施設を経営し基盤を安定させることを優先すべきではないかと考え、「ひまわり作業所」

に佐賀春光園に吸収する形での合併を提案したところ、話はスムーズにまとまり「コロニーみやき」の誕生となったところです。県立「希望の家」授産部（入所）についても、何とかしたいとの思いはあるものの、現時点では資金の問題や新体系移行後の利用者の住居問題が一向に目途が立たない状況にあるので、近くにはありながら何ら力になれないもどかしさを感じているところでもあります。

ところで、「コロニーみやき」は就労継続支援B型（定員14名）と就労移行支援（定員6名）を合わせ持つ多機能型の施設であり、現在は合わせて21名の利用登録者数となっています。障害の内訳は知的障害者10名、身体障害者6名、精神障害者5名となっていて、うち数名は重複障害者でもあります。作業内容は、ゴム製品のバリ取り、作業用手袋検品及び袋詰め、資源回収、贈答品の配達などを行っていますが、ほとんどが下請け作業であるためにこれといった機械設備も無くて手作業中心であるため生産性が低く、利用者に満足のいく工賃が払えません。就労移行については、他の関連機関との連携強化に努めるとともに、雇用に結びつけるための施設外支援や施設外就労の機会を得るための開拓に努めています。一方新しい施設ということで、特別支援学校や特別支援学級からの実習依頼も多く、積極的に受け容れています。

今後の課題は生産性の向上、就労実績作り、上限いっぱいの利用者確保、週休2日制の見直しなどで課題も多いが、私自身初心に帰って1日も早く軌道に乗せ経営の安定化を図り、地域と共に発展しより多くの障害者を受け容れ、喜ばれる施設となれるよう努力精進していきたいと思っています。

ただ、法人としては旧体系のままの入所施設から新体系への事業移行問題が残されており、現時点での移行は著しく経営を圧迫することが予測されるために移行に踏み切れないでいます。21年度の制度見直しに期待をしつつ、結果を踏まえ十分に議論し、最善を図りたいと思っています。

武蔵村山市障害者就労支援センター 「とらい」を受託して

あかつきコロニー 理事長 湯澤 弘



近年日本の社会においても障害者の就労意欲が高まり、それに伴って障害のある人の求職者数は増加しています。国としても平成18年障害者自立支援法を施行し大きな問題、矛盾を含む中でも障害者の自立や社会参加に向けた雇用機会の拡大が図られてきているところです。民間においてもCSR（企業の社会的責任）への関心の高まりなどもあり、積極的に障害者雇用に取り組む民間企業が増えてきています。しかしながら努力しているとはいえ民間企業における障害者雇用率は全国平均で1.55%（平成19年度ダブルカウトも含めて）と法定雇用率1.8%を大きく下回っており目標には程遠いのが現状です。しかし社会的には大きく障害者の就労への関心は高まってきています。福祉的就労を含めて幅広く一般就労の場を提供していくことがますます求められています。

そのような背景の中、武蔵村山市より市内の障害者を対象とした障害者就労支援センターを作りたいとの話があり、昨年6月1日より運営を受託しました。

障害者就労支援センターは東京都が「区市町村障害者就労支援事業」として区市町村の設置を支援する事業です。現在東京都23区においてはほぼ全区就労支援センターが出来ており、多摩地域においても26市中20市に設置されています。未設置だった武蔵村山市には当法人としても機会あるごとに就労支援センターの設置をと訴えていたところでした。区市町村事業ですので区市町村内の在住が基本的な利用要件となっています。また区市町村の授産施設や作業所に在籍している利用者也利用可能となっています。

昨年2月武蔵村山市より障害者就労支援センターの委託運営の話がありました。時機を得た話しであり、当法人は3障害（身体・知的・精神）の施設を運営しており、障害者の就労や生活支援に取り組み拠点機能を果たし地域に貢献していきたいと考えていたところでした。3月の理事会の了承を受けて「障害者就労支援センター」を受託し当法人として運営することになりました。

6月2日「武蔵村山市障害者就労支援センター とらい」として多摩地域26市18番目としてあかつきコロニーの敷地内の一角に開設しました。実施要綱では「支援センターは障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者に安心して働き続けられるよう身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、

障害者の一般就労を促進し障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを役割とする。」と謳われています。

障害者就労支援センターは障害者の一般就労をサポートする機関です。市内に在住する一般就労を希望する障害者が対象で大きく分けて2つの支援があります。

(1) 就労面の支援

- ① 職業相談 ② 就職準備支援 ③ 職場開拓
- ④ 職場実習支援 ⑤ 就職
- ⑥ 離職時の調整及び離職後の支援

(2) 生活面の支援

- ① 日常生活の支援
- ② 安心して職業生活を続けられるための支援
- ③ 豊かな 社会生活を築くための支援
- ④ 将来設計や本人の自己決定支援

現在就労支援員2名、生活支援員1名の職員配置で支援を行なっています。相談日は、月～金曜日 午前9時～午後6時で行なっています。また出張相談日を毎水曜日の午前9時～午後5時まで武蔵村山市民総合センターで行なっています。現在登録者数は身体障害者7名、知的障害者11名、精神障害者13名の計31名です。この半年間の事例として、福祉的就労4名、一般就労6名、計10名の登録者が就労に結びついています。始めの4ヶ月はひたすら地域の支援機関とのネットワーク作りと面談、さらにセンター独自の作業能力やコミュニケーション能力、傾向性を知るためのプログラムに参加してもらうことの積み重ねでしたが、その結果が就労に結びついたのだと思います。

次の段階ではどう定着支援をしていくかが課題となっています。現在は仕事帰りや休日に立ち寄ってもらい一日の振り返り、服薬管理、金銭管理等の支援をしています。又、ご家族の協力を得るために自宅に足を運んだり、支援センターらしい動きができるようになってきたところです。まずはその人を知ること、そして個別支援計画に添ってサポートしていくことを心がけながら、センターとしての役割を担っていきしたいと思います。支援活動は始まったばかりです。今後も法人との連携、武蔵村山市、市内作業所、福祉施設、特別支援学校、ハローワーク、地域関連機関等との一層の連携を深めて、障害者の皆さんの就労支援センターとして、地域に貢献していきたい活動を進めていきたいと思っています。

中野区スマイル社会復帰センター を受託して

東京コロニー 常務理事 武者 明彦



1. 事業の概要

昨年4月から中野区が直営していた精神障害者通所授産施設の運営を受託しました。上半期の事業結果を踏まえ概要を報告します。

中心事業は27名定員の通所訓練です。引継いだ時点での利用者は20名でしたが、上半期終了時点で23名に増えました。利用率を向上させるために民間ならではの魅力ある事業にすることを目指しています。新規の利用希望や実習希望が増えており、それに伴い区や他の支援機関との調整、相談業務がかなりの頻度で必要になってきています。

上半期は、区が行ってきた支援内容を踏襲し、民間委託に伴う利用者の不安を解消しながら慎重に運営を行ってきました。2010年度の早い時期に自立支援法に基づく多機能型事業所に移行することになっているので、今後は施設外での訓練や企業見学を組みながら、徐々に就労支援に重点を置いた内容に転換して行く予定です。

当施設には何らかの形で就労しながら施設利用をしている利用者が相当数おり、この間にもその傾向が進みつつあります。自立支援法に移行する際、こうした利用者が支援対象から外れる可能性があるため、区としての救済策を講じるよう働きかけています。

2. 作業とプログラム

当施設では利用者が作業や役務の遂行を通じて達成感や充実感を得、プログラムへの参加を通じてQOLを高めることができるように援助を行っています。個々の利用者が課題や目標を具体的に認識し、自らの工夫で対応できるようにすることが支援の基本目標です。

授産作業はPCとプリンターによる名刺印刷、区立児童遊園などの清掃、ヤマトメール便のポストイング、ろうそく細工やTシャツプリントなどの自主製品の制作販売であり、比較的安定した受注となっています。今後工賃レベルを向上させて行くためには、より単価の高い仕事の導入が必要であるため、常勤職員のうち1名を営業専門職として配置し積極的に受注展開することとしました。

また毎月4回、参加申し込みのあった利用者を対象としプログラム活動を実施しています。プログラムは任意参加で工賃の対象にはしていませんが、徐々に参加希望者が増えてきています。自立・社会参加に役立つもの、就労に役立つもの、余暇活動、自己表現、地域社会資源の利用や見学、健康・スポーツ体験など、内容の充実化を図っています。

3. 具体的な支援の内容

利用時間は9時から17時とし、この範囲で個々の利用目的などに応じて、通所日数や時間を設定していますが、実態としては毎日通所できる利用者は限られています。精神障害者の施設の利用率が低いといわれていますが、当施設も例外ではありません。要項にしたがって行う支援は以下のとおりです。

①交通機関を利用しなければ通所することが困難な通所利用者に対し、1ヶ月の定期乗車券の額を上限に実費を支給した。②通所訓練利用者に対し昼食を無償で提供した。③健康診断を実施した。嘱託医（精神科医師）による相談、看護師による健康相談をそれぞれ毎月2回実施した。④利用者を中心に利用者本人が希望する関係者（嘱託医、職員、地区担当保健師）を招聘しサポート会議を行った。一定期間の後見直し面接を行い、目標や課題の再確認、到達状況の確認、支援の調整の機会としている。⑤利用者を中心に毎朝、夕の作業ミーティングを、毎週金曜日にはテーマを決めて定例ミーティングを実施した。また利用目的別のコース会議を開催し利用目的別の支援に生かした。⑥利用者の通所継続や自立に向けて、ご家族の理解や協力が必要であるため、家族懇談会を上半期は2回実施した。⑦利用者の個人情報施設内のみで管理し、外部への持ち出しを行わないことを徹底した。下半期には第三者評価を受診する。

4. その他の支援

通所訓練以外に、区や区内の就労支援機関との連携を図りつつ以下のサービスを行っています。

①中野区への登録制（1年以内）で、就労およびその継続に係る相談・助言・指導その他の援助を行った。②社会適応訓練事業、企業実習、ハローワーク、中野区障害者福祉事業団等の利用のための援助を行った。③毎月1回通所訓練利用者およびOBのうち就労している者を対象に「働く人のためのミーティング」を開催した。④希望者に対し評価実習を実施した。3ヶ月を限度とし、就労に関わる能力の評価を行った。⑤下半期には応募により「ホームヘルパー2級取得講座」を行う予定。

5. 今後について

中野区は10カ年計画の中で区職員の大幅な削減を計画しており、それに伴い区の直営事業を民間化することが想定されています。その際には、まず障害者の雇用を支援する事業者を優先すべきであることを、いろいろな機会を通じて主張してゆくつもりです。

身体障害者福祉工場の今後の動向と 事業移行にあたっての課題

山口県コロニー協会 常務理事 杉山 正胡



我が国の社会保障制度の拡充をめざし、かつて情熱をもった人々が、積極的に運動を展開し、昭和40年代には、障害者のための保護工場が建設され、のちに障害者を雇用する生産工場として、福祉工場へと言い替えられ、福祉施設の改変がなされながら、今日の福祉工場があります。山口コロニーの先人達もゼンコロの仲間と同じく、新しい道を求めてともに汗を流したと聞いております。

山口コロニーの福祉工場は、印刷事業を行っております。バブル期の頃は、それなりに生産量を上げ、加工高も確保できたのですが、この近年、社会、経済、市場の環境変化で顧客の需要は激減し、簡単に受注量を得ることは困難となり、その内容も厳しい経営状況になっております。このような厳しい環境にあって、障害者自立支援法という法のしぼりの中に福祉工場も位置づけられ、数々の問題点を抱えるようになりました。

当法人では、3つの身体障害者施設を設置、経営しておりますが、障害者自立支援法に基づき、経過措置期間内に新事業体系へ移行しなければなりません。法制度の動向を注視しながら、新事業体系への移行を検討してきました結果、平成22年4月に移行を検討しているところであります。現在の授産利用者の皆さんには、障害程度に応じ、ふさわしいサービ

スの提供体制が確保されるように、シミュレーションをしている所です。一方、福祉工場は現在、定員50人に対し、現員25名と定員の1/2までに障害者職員が減員しており、ほぼ同数の障害者以外の職員（健常職員）とで事業を行っておりますが、欠員補充も課題の一つであります。

福祉工場の事業移行については、就労継続支援A型事業への移行を計画しているところですが、雇用関係と福祉支援の関係で大きな様々な問題が残ります。ハンデを持ちながら、一定のレベル以上の技能、能力を発揮しながら、職務についている数多くの障害者従業員は、利用料の発生を含め、逆行するかのような支援計画を今さらながらと大きな不満を訴えています。

就労継続支援A型事業の支援の提供のあり方、障害者以外の者の雇用の基準と職員配置、雇用契約と利用契約、報酬、労働施策……等まだまだ充分検討されなければならない課題が山積です。

移行に際してもう一つ課題は、同一敷地内に3施設が設置され、事業移行の事業所としての取扱いによっては、基準単価が大きく関係し、事業経営に大きな課題が残ります。

このような中、福祉工場の事業移行は、法人内の検討は勿論、行政との連絡調整のもとに、よりよい移行を判断してまいりたいと考えています。

熊本福祉工場の動向と課題

熊本県コロニー協会 施設長 櫛山 哲夫



障害者自立支援法が施行されてから3年を経過しようとしていますが、熊本福祉工場では未だ新法の下での新事業体系に移行していません。

当初、平成21年4月から福祉工場を含む全3施設の完全移行を目指し、当協会の現行3つの施設職員で構成する「事業体移行準備委員会」なるものを設置し、さらにその中を4つの「分野別委員会」（日中活動・総務班、就労支援班、生活支援班、居住・食事班）に分け、それぞれ移行に伴う課題を設け検討を行いました。

検討の結果、各分野別委員会ではそれぞれに課題を残しながらも一応の結論を得ました。しかし、最終的に当協会として「移行」を考えた時、激変緩和等に見られるような国による自立支援法の問題等が論議されている中、当初の計画であった平成21年度からの移行実施は時期尚早と判断し、1年先送りして平成22年度からの移行を目指すということになり現在に至っています。

なお、熊本福祉工場では、「就労継続支援A型（雇用型）」への単独移行を目指すことだけはハッキリしています。また、障害者の受け入れについては、永年「身体障害者の全員雇用」をやってきた当施設としては、移行後の主たる受け入れ障害者種別は当面「身体障害者」となるでしょうが、新法での受け入れに伴う3障害の垣根がなくなったため、そのあたりは柔軟に対応していかなければならないと考えています。

さらに、永年当福祉工場では、障害者も健常者も「同じ従業員」という立場で仕事をしてきましたが、あくまでも新法下では「施

設職員」と「施設利用者」という位置づけになってしまいます。そのため、「同じ従業員」でありながら、法の下では「個別支援計画」なるものが存在してしまいます。ここあたりは、障害の有無に関係なく仕事をする上で必要な「個別支援計画」の作成が必要であると考えています。

事業面では、従来どおり印刷事業をメインにやっていくものの、近年の印刷事業の（というより印刷業界の）低下を見れば不安は拭い去れません。しかし、新規事業に対しては、過去に新規事業を計画・実施したものの諸問題の発覚により中止した経緯があり、どうしても「新規事業」には慎重にならざるを得ません。したがって、印刷事業を継続しつつ、その関連での新たな事業展開を模索し続けていくことになるでしょう。

人的には、当施設は障害の有無に関係なく従業員の高齢化が進んでいます。このため、60歳定年後の再雇用制度を運用しつつ、新たな障害者の受け入れを考えていかなければなりません。数年後には段階的に毎年数名ずつの退職者が発生すると見ています。したがって、「定員」を意識しながら毎年数名の受け入れを行い従業員の活性化を図り、且つ事業のスムーズな運営というのは今後大きな課題となりそうです。

平成21年9月、当協会は創立60周年を迎えます。そんな中、福祉事業および印刷事業において次の大きな飛躍ができるかどうかは、大いに知恵を出し、そして大いに汗を出すことができるかどうかにかかっているといえます。

ゼンコロ運営委員会の準備会が発足

ゼンコロ事務局

10月3日開催のゼンコロ理事会で、「今後の役員等の体制に関する件」が議案として審議されました。その結果、来年6月のゼンコロ総会に向けて、運営委員会を新たに組織として立ち上げ、ゼンコロ三役をサポートする体制を作っていくことが承認されました。その準備を進めるため、

- ・理事 武者明彦 (東京コロニー 常務理事)
- ・理事 小峠 繁 (福岡コロニー 常務理事)
- ・理事 須貝寿一 (山形県コロニー協会 常務理事)

の3名が準備会の委員として選ばれ、当面の課題として運営委員会委員の選出、2009年度事業計画・予算案の立案、常設委員会である企画総務委員会、印刷事業委員会、新規事業委員会、制度改革対策委員会の整理と強化などの内容を取りまとめて、6月総会へ提案することとなりました。三役を含めて、現在のゼンコロ理事はいわゆる「第二世代」で構成されていますが、ゼンコロの将来を見据えた「第三世代」へのバトンタッチの準備を今から進めていくという、重要な側面も持ち合わせています。

実は、運営委員会の発足は2回目となります。1回目は今から14年前になりますが、1994年6月長野で開催されました定期総会で提案、承認されて「行動する組織としての運営委員会」が新しい事業活動を進めてまいりました。当時の状況を少し詳しくお伝えしますと、運営委員会の下に「事業部会」(部会長 勝又和夫)、「企画・政策委員会」(部会長 小峠繁)、「国際部会」(部会長 金城康博)の三部会が持たれ、次の内容が議論されていました。

1. 今後の課題

- ① 障害者運動における課題
- ② 授産作業者処遇
- ③ 制度改革と各法人の具体策

2. ゼンコロ組織のあり方

- ① 加盟法人との関係
- ② 組織運営

・定款、理事会、総会、拡大理事会、事務局、会費、事業予算

3. 人材育成

4. その他

平成6年当時は、バブル経済がはじけて大変の不況が吹き荒れた時代で、会員法人のメインの事業である印刷が厳しくなり始めた状況にありました。また、「障害者基本法」が制定・施行された年でもあり、施設利用者の変化への対応も求められた状況にありました。各部会の役割と課題は次のとおりでした。

●事業部会

① 印刷部会からの引継ぎ課題

- ・紙材の共同購入の具体化
- ・部門別損益管理システム完成

② 具体的課題

- ・各法人の授産事業業種別課題の調査
- ・スケールメリット、ネットワークを活かす共同・共通事業を目指した調査
- ・事業部会独自事業の検討

●企画・政策部会

① 広報

② 調査研究

③ 人材育成と研修

④ 授産施設制度改革の具体化

⑤ ゼンコロの歴史の継承

⑥ 各法人のアンケート集計を行い、それに基づいた活動骨子の策定

●国際部会

① 各法人が主体性を持ち、継続して待機での障害者の社会的自立を推進

② 具体的ニーズを把握して、アジア・太平洋地域の障害者との連帯、支援活動の推進

③ 活動計画の策定

(以上、ゼンコロ広報誌No.106、107からの抜粋)

現在の運営委員会の準備会は、1ヶ月に1回のペースで会議を持つことになり、10月25日(山形)、11月26日(東京)と2回の打合せを持ち、3回目は12月25日東京で予定しています。過去2回では、ゼンコロのありようと各法人の状況などの基礎的な課題が集中的に議論されましたが、3回目からは具体的な課題の論議がよいよ始まりです。

ゼンコロの歴史は、1961年10月の創設以来47年を超え、48年目に入っております。ご承知のように、我が国は第2次世界大戦後の未曾有の混乱の中、「肺結核」が全国にまん延して、多くの国民は塗炭の苦しみの中にありました。その中から這い上がり、肺結核回復者自身による働く場、生活する場作りからコロニー運動は始まったわけですが、その後、それぞれの地域での施設建設運動、身体障害者の経済的自立の支援、1972年の福祉工場制度の立ち上げ、知的障害者、精神障害者の就労支援など永年に亘って、「第一次世代」の先輩たちの並々ならぬ苦労と努力で事業を切り開いてきました。ゼンコロの事業で特徴的だったのは、企業的手法を大胆に取り入れ、民間の企業と競争しながら大きく事業を展開して行ったところにあると思っています。その後経営を引き継いだ「第二次世代」のトップたちが、事業基盤の拡大と安定化に最大限の努力を重ねてきました。

2008年の現在、アメリカの金融不況から端を発した全世界的な経済不況がその深刻度を更に深め、我が国も代表的な企業による大規模なリストラ策が、連日新聞紙面に掲載される、大変な時代に突入しました。また、一方では2006年の「障害者自立支援法」施行によって、施設を利用する障害者の負担が大きく増え、施設経営も大幅に事業収入が減り、深刻な影響を与えています。しかしながら、2008年5月3日に「障害者の権利条約」が国際法としての効力を発したことが象徴するように、人類の歴史はスパイラルしながらも確実に上昇していますし、そう固く信じています。社会情勢は必ず変わりますし、変える努力を一步ずつしていかなければなりません。

ゼンコロは、着実に社会の付託に応える活動を進めてきましたし、また、「障害者の幸せ」を求めて止まないゼンコロの活動は、半世紀近くが経ったこれからも決して途絶えさせてはならないと思っています。ゼンコロの新運営委員会が我々の事業のターニングポイントとなるかは、皆さんの理解と協力にかかっていると思われ、ともに頑張っていただけることを切に願っています。

印刷事業委員会報告 委員長 中村敏彦 (東京コロニー所長)



今年度の事業計画に基づき第1回印刷事業委員会を10月10日(金)に開催しました。委員会の報告はまた日を改めることにして、今回の報告では委員会の前に企画した講演会の内容をご報告したいと思います。

講師は、株式会社ムサシ様のご紹介により「株式会社エフ・アイ・エス」取締役経営企画室長の岡本幸徳様をお願いすることができました。株式会社エフ・アイ・エスは、従来の印刷に対してプリントオンデマンド等を中心としたドキュメントサービスを軸にビジネス展開している会社です。そして、自社内でシステム・ネットワークユニットを組み、印刷をひとつの成果物として捉え、協力業者とはWEBフロントで差別化を図り、完全データ化によるパートナーシップの関係を構築されています。

岡本さんは自社の現状を次のように評価されています。①単価ビジネスとしては利益率が4年連続で毎年減退している。②コア・クライアントの環境が激変している。③既存モデルでのプリントオンデマンド・コピー(下請モデル)には限界がある。④デジタルによる運営・維持・工程費がアップしている。⑤従って次世代サービスモデルの構築を目的に現在大改革実行中である。

そして、何故次世代サービスかという点については次のように分析されています。①デジタル技術は継続的に向上する(ハードもソフトも)。②デジタル市場は必ず広がる。③「サービス」に転換すれば企業価値の差別化が図れる。④「サービスモデル」

はビジネスモデルより対応力がある。⑤紙だけでは限界がある。⑥Web to Printは社会的な動きと連動しやすい。⑦「もの」の価値での競争には意味がなくなりつつある。⑧「もの」より「人・知識」の方がビジネスになる。

さらには、「改善」をオープンに、フラットに会話ができる。建設的かつ明確にプロセスを共有し、目標を達成できる。お互いのドメインを共有し、成果を共有できる。固定概念に囚われず、常に市場(顧客)の変化を正と考える。クライアントも含め、サービスを充実させるためには、異業種企業とパートナーとして成長をとものにすることが重要としています。



すでに相当の設備を持つゼンコロ会員法人にそのまま当てはめる事は難しいでしょうが、日頃議論している「これからの印刷は」という視点で受止めた場合、相当のインパクトのある参考になる講演であり、委員のみなさまが、私自身も含め

め刺激を受けた事は間違いありません。少しずつでも確実に、そして乗り遅れないスピードで変化していくことが必要に思われます。

委員会では、昨年に引き続き2009年1月21日(水)、22日(木)の二日間にわたり研修会を開催することを決定しました。内容は参加して良かったと評価していただけますよう現在企画中です。詳細が決まったらまたご案内しますのでどうぞよろしくお願い致します。

企画・総務委員会報告 委員長 高橋 毅 (あかつきコロニー所長)

10月24日山形コロニーに於いて、本年度2回目となる制度改革対策委員会事務局会議及び企画・総務委員会を開催、ゼンコロ各法人から17名の参加がありました。



山形コロニーでは昨年

サポートセンターを新築し就労移行支援、相談支援業務が行われているところで、木の香りが漂い光を多く取り込む室内は印象的でした。

午前中からの制度改革対策委員会事務局会議では、①就労移行支援事業の現状と有期限(2年間)を迎えた事業所の対応、②就労移行の実践例の情報交換、③就労移行支援事業を取り巻くNPO法人、企業等の取り組みの状況、④福祉工場の新体系移行における問題点とその対応、⑤就労継続支援B型事業における新規事業獲得の取組み、⑥入所施設における新体系移行後の地域生活支援の取組み、が議題として話し合われ活発な意見のやり取りが出来たと思います。有期限支援を延長したケースや制度の仕組みづくりが遅れている点、就労移行支援ではプログラム内容も大切だが就労後の定着支援が重要であり大変なこと、ネットワークの構築と活用、独自性を持ったNPO法人の報告等、多くの情報交換がされましたが、福祉工場の新体系移行問題や入所施設の今後については多くの問題があり限られた時間

内では途中切らざるを得ないところでした。

その後行われた企画総務委員会では、10月3日開催の理事会の審議結果を受けて2008年度上半期報告および中間決算見込と決算見込や公益法人制度改革への対応、障害者施策の全体の動き等の報告があり、また障害者自立支援法訴訟への支援、WIJへの対応について説明がされました。障害者自立支援法訴訟については多くのマスコミから取り上げられているところで、今後の展開にゼンコロの協力体制は大きな課題となるところです。またWIJについては長年会員として活動を行い、今年9月には札幌のWI世界会議に11名の会員が参加したところですが、諸事情により残念ながら退会ということになります。

また最後一時間ほどを使い、ゼンコロの方向性に関連したフリートークができたことは有意義なことだったと思います。企画総務委員会自体の構成メンバーのあり方や、共通の旗印の必要性、次世代を担う人材の課題等、各々から活発な意見が述べられたことはゼンコロへの期待と愛着を感じさせた時間だったと思います。

最後に今回会場となった山形コロニーの皆様には本当にお世話になり、改めてお礼を申し上げます。



公益法人改革で求められる、今後のゼンコロのあり方

ゼンコロ事務局

1. 新公益法人制度がスタート

平成20年12月1日で、社団法人ゼンコロは新しい公益法人制度の下で、「特例民法法人」となりました。ただし平成25年11月30日までの5年間は、「社団法人ゼンコロ」の名称と公益法人としての活動は継続できます。税法上等の取扱いも、従来と変更ありません。

平成20年5月に発行された『民による公益の増進を目指して』（公益認定等委員会事務局）によりますと、我が国には28,000の公益法人（財団法人、社団法人）があり、そのうち国が所管しているのは7,000弱あると言われています。私もゼンコロも所管は、厚生労働省/社会・援護局/障害保健福祉部/企画課になり、国の所管の公益法人の一つになります。ゼンコロは、昭和36年10月に「全国コロニー協会」として創立され、当時の厚生省へ法人化を申請して許可を得て、昭和38年3月13日正式に法人登記が完了しました。その後、法人名称を「ゼンコロ」と定款変更し、創立後48年目に大変大きな制度改革を迎えることになったわけです。

2. 新制度ができた背景

我が国の公益法人制度は明治29年の民法制定から始まり、永年の間、法人運営に関する法律上の詳細な規定がありませんでした。法人設立の要件や運営は国の各主務官庁の裁量権に委ねられていたため、主務官庁の考え一つで左右される状況が続き、国の外郭団体としても膨大な数に上ることになりました。その反面、民間団体が主務官庁の許可を得て、税制上の優遇措置を受けられる公益法人の法人格を取得するのは難しい状況にありました。企業などが普通法人を取得して事業を行う場合と同様に、団体が事業を社会的に進めるために、商取引きの場面では登記された法人格がどうしても必要となります。

国の財政が緊迫してきている昨今、不透明性の問題の解決、多くなり過ぎた公益法人の整理、税収を上げること、民間団体が法人格を容易に取得できることなどを目的に、平成18年の通常国会で関連3法案が提出され、同年5月に成立、20年12月1日に施行されたと見ています。今後は、法律、政令、府省令に基づいた、「準則主義」による新しい公益法人制度となったわけです。

3. 新公益法人制度の概要

通称「法人法」、「認定法」、「整備法」の3本の法律が根拠となっていて、新制度が12月1日から始まったわけですが、ゼンコロを含む既存の公益法人は「整備法」に基づき、従来の主務官庁が監督をする「特例民法法人」にスライドされました。これから平成25年11月30日までの5年間の移行期間の間に「公益社団・財団法人」か、「一般社団・財団法人」として公益認定等委員会へ申請し、改めて認定、認可を受けなければなりません。移行期間の終了までの間に移行を申請しなかったり、移行申請を行ったが移行期間の終了までに認定、認可が得られなかった場合は、法人を解散しなければなりません。その場合、法人の持つ財産は全て、同様の公益的団体等へ譲渡することが求められることになりました。

「公益社団・財団法人」と「一般社団・財団法人」（非営利型と非営利以外に分かれる）の違いはいろいろありますが、簡単に言いますと税法上の優遇が前者に厚く、非営利型の「一般社団・

財団法人」は収益事業所得だけが課税対象とされ、非営利型以外の「一般社団・財団法人」は、企業などの「普通法人」と同様に全所得が課税対象（税率30% ただし、800万円以下は22%）となります。なお、「公益社団・財団法人」は1年毎に公益目的事業の実績が厳格に審査され、不適格と見なされた場合は公益認定が取り消され、公益目的事業財産の残額は、他の公益的団体等に贈与しなければなりません。

現在のゼンコロの活動状況から見ると、共益的活動を目的とする非営利性の「一般社団法人」としてなら、申請して認可が得られる可能性が高いと思われます。ゼンコロの場合は登記上の所在地が東京都だけですので、申請先は東京都の公益認定等委員会になる見込みです。

4. 今後求められること

平成20年10月3日に開催されましたゼンコロ理事会で、法人格を持って力強く事業を継続していくことが改めて確認され、平成24年の6月総会で移行すべき法人格を決定して、その後申請を行うことが承認されました。その間に公益目的事業の更なる拡大を、ゼンコロならではの手法で図っていき、実績を作っていくことが確認されました。公益目的事業は次の二つの条件を満たすことが求められています。

- ① 学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- ② 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。
(公益目的事業の定義 公益法人認定法第2条第4号)

①については、別表の3に「障害者若しくは…の支援を目的とする事業」があり、ゼンコロの事業目的にも合致していますが、②は現在のところ、ゼンコロの会員法人とその構成メンバーを対象とした共益的事业活動が多く、「不特定かつ多数の者」を対象とした事業が薄い状態にあると言わざるを得ません。したがって今後は、会員法人の拡大を図り、障害者の職域拡大や生活サポート事業の充実などに関する情報の収集と提供、より多くの人たちを対象とした研修会などの開催、障害者の社会的条件の向上のための研究と調査、社会の啓発を目的とした出版事業、社会福祉法人のより安定した経営に寄与する新しい事業の創設、チャレンジなどが更に求められてくるのではないのでしょうか。また、こうした公益目的事業を遂行できる体制にするためにも、外部の専門家の理解と協力は不可欠です。内部の人材教育を急ぐとともに、事業課題によっては有能な人材を積極的に内部に取り込んでいくことも必要と思われます。

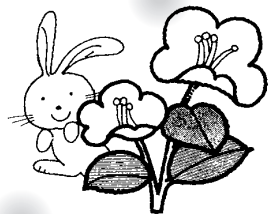
5. 終わりに

今回の制度改革をむしろチャンスと捉えたいと思っています。障害者の幸せを求めることは住みよい社会を作ることになると考え、実行しているゼンコロの今後のありようを、更に力強いものに大きく変えていきたいと考えています。より真剣に考え、ゼンコロの仲間とともに検討を重ねてより豊かな内容を実施できる形で、この機会と期間を十分に活用していきたいものだと、つくづく思いを深くしています。これができるのがゼンコロの伝統、文化、力だと確信しています。

10/3

理事会

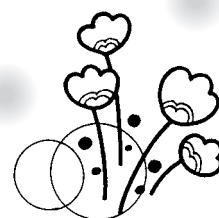
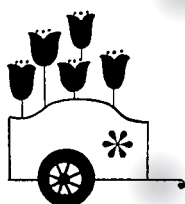
中野サンプラザ



10/9~11

WI世界会議

札幌プリンスホテル



10/31

「もうやめようよ！ 障害者自立支援法」

東京・日比谷野外音楽堂





ゼンコロ最後の 現役第一世代、逝く

—東京アフターケア協会
小島貞夫理事長—

社団法人ゼンコロ 会長 勝又和夫

私どもの会員法人である東京アフターケア協会の小島理事長が、9月8日に病氣療養先の病院で逝去されました。享年90歳。謹んで哀悼の意を表します。

小島理事長は、永い間ゼンコロの監事を務めていただきました。自らも肺結核の患者として中野浄風園病院に身を置きながら、第二次世界大戦の「終戦前後、極端な食糧難で一億餓死説が流れた日本の疲弊と混乱を背景に不治の病氣、亡国病と言われた入院結核患者はあらゆる妨害を乗り越え、命

と生活を守るため」(『日患同盟誕生の実録』より)東京都患者同盟を昭和21年10月に組織化し、その後日本患者同盟に発展していった運動の中核にあって、先頭に立って奮闘されてきた方でもありました。その後都患同盟に設けられた「コロニー建設準備委員会」は石鹼を売って積み立てておいた資金と東京都共同募金会の援助で、救世軍清瀬病院に隣接する土地を購入し、国鉄から古い客車を払い下げてもらって昭和26年5月に東京アフターケア協会を開所されました。これらの動きは、肺結核回復者によるコロニー建設運動の、全国的な展開と軸を一つにしたものでした。

永年に亘って現役の理事長を精力的に務められ、多くの功績を残された小島理事長のご逝去は、日本の障害者運動にとっても大変大きな痛手ではありますが、これからは彼の地から日本の障害者運動、ゼンコロの活動を見守っていただけますようお願いながら、心からご冥福をお祈りいたします。



MP-5000
マルチカードプリンタ



MP-2100
高品位名刺はがきプリンタ



MP-300
名刺専用プリンタ



MP Master
専用組版アプリケーションソフト



60th Anniversary



株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 第二営業本部 <http://www.musashinet.co.jp/>



DYNIC (製造元)

東京第二支店 03-3546-7716
札幌支店 011-708-3541

仙台支店 022-227-9185
東関東支店 043-202-7561

神奈支店 045-461-3400
北関東支店 048-640-5795

名古屋支店 052-581-7307
大阪支店 06-6745-1634

中四国支店 082-232-9261
福岡支店 092-282-6301

FUJIFILM

最近、貫禄が付きまして
余分なものもつきまして

ぽっこりが気になる人に

メタバリア



(約)90日分 [360粒] (約)30日分 [30粒]

元気を内から守る
アスタキサンチンと仲間たち

見えないダメージが気になる人に

オキシバリア



(約)90日分 [180粒] (約)30日分 [30粒]

ピンと弾む、上向き美肌へ

ASTALIFT

左から
クレンジングジェル/クリーム/キッドソープ/ディプロテクター
ローション/エッセンス/ドリンク/サプリメント



健やかな輝きが、消えてくる。

nanofilt

左から
クリアソープ/クレンジングジェル/ローションI(さっぱり)/エマルジョンI(さっぱり)
ローションII(しっとり)/エマルジョンII(しっとり)/ディプロテクター



富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社 商品のお問い合わせ/電話 0120-596-221 株式会社 富士フイルムヘルスケア ラボラトリー

福祉施設の企画・総合計画・改造計画・設計監理



一確かな経験と豊富な実績一

昭和44年の創業以来、北海道から沖縄まで全国各地に600件の公立・民間の福祉・医療施設建設を手がけた、数多くの経験と実績があります。施設の移転計画、増改築計画等、どんなことでもお気軽にご相談ください。計画・申請から設計/監理にいたるまで一貫したお手伝いをさせていただきます。

株式会社 新環境設計
代表取締役 平松良洋
〒113-0033 東京都文京区本郷4-10-7 本郷MKビル
TEL. 03-5800-0321 FAX. 03-5800-0505
<http://www.shinkankyo.co.jp>

広告募集中

詳しくは、ゼンコロ事務局までお問い合わせ下さい

電話 03-3952-6166
担当 渡辺